

沿岸広域振興局長告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年4月3日

沿岸広域振興局長 森 達也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 吉里吉里釜石線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|-------------------------------|------|--------------|-----------|
| 釜石市片岸町第8地割131番9地先から131番10地先まで | 新 | m 6.5~4.3 | m 11.8 |
| 釜石市片岸町第8地割132番6地先から127番1地先まで | 旧 | 12.7~0.4 | 183.2 |

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
- (2) 期間 令和2年4月3日から同年5月7日まで